

令和7年度前期以降の岡山市における特定事業所集中減算の取扱いについて

1 特定事業所集中減算の概要

「特定事業所集中減算」は、当該指定居宅介護支援事業所において、判定期間（6か月間）における居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）それぞれの提供総数の内、同一の法人によって提供されたものの占める割合が、正当な理由なく、80%（端数処理については、小数点以下第2位を四捨五入とする。）を超えている場合に、減算適用期間に全ての居宅介護支援費を200単位の減算とする。

2 判定及び減算適用期間と届出について

(1) 判定期間と減算適用期間

	判定期間	市への届出	減算適用期間
前期	3月1日～8月末日	9月15日まで	10月1日～3月31日
後期	9月1日～2月末日	3月15日まで	4月1日～9月30日

(2) 判定方法及び市への届出等

ア 全ての居宅介護支援事業所は、「特定事業所集中減算に係る届出書（様式1又は様式1-1）」により、判定期間に作成した居宅サービス計画の内、訪問介護サービス等を位置付けた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、その紹介件数の最も多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算すること。

イ 算定の結果、80%を超えた場合については、判定期間の翌月15日までに、必要書類（80%を超えており、正当な理由がある場合については、様式2を作成すること。）を岡山市事業者指導課へ提出すること。

※3「正当な理由」(2)～(4)に該当する場合は、様式2は不要ですが、提出期限までに「様式1」又は「様式1-1」の提出が必要です。

ウ 特定事業所集中減算の判定に関する書類は、判定期間に対応する減算適用期間の完了の日から5年間保存しておくこと。

3 「正当な理由」の範囲

特定事業所集中減算の適用の対象外となる「正当な理由」については、次のいずれかに該当する場合とします。

- (1) 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合
- (2) 特別地域居宅介護支援加算を算定している場合
- (3) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- (4) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合
- (5) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した結果、特定の事業者に集中

していると認められる場合

- ・特定事業所加算を算定している訪問介護事業所を位置付けた居宅サービス計画

《要作成》(5)については、サービスの質が高いことを理由に、利用者が事業所を希望した(選択した)ことについて、居宅サービス計画の新規作成及びその変更の際に、「(参考様式1)サービス事業所の選択に係る理由書」を作成する必要があります。 ※提出不要(運営指導時等に確認します。)

(6) 計画作成及び変更時に適正なケアマネジメントを実施し、利用者の希望、ニーズ、解決すべき課題、課題の解決のための援助ができる事業所を検討した結果、当該事業所を位置付けることが客観的に適正であると判断される場合

(例) ・市町村等行政機関(地域包括支援センターを含む。)から紹介された支援が困難な事例に係る者の居宅サービス計画

- ・送迎に片道30分以内(居宅から半径5km圏内)で利用できる事業所が、5事業所未満である場合

《注意》単に「利用者がその事業所を希望したから」というだけでは正当な理由に該当するとは認められません。

《注意》当該理由が適正なものかを個別に判断します。内容によっては認められない場合もあります。

《要添付》「(参考様式2)居宅サービス事業所の選択に係る確認書」に記載し、その写しを添付すること。また、アセスメントや居宅サービス計画等の提出が必要となる場合があります。

(7) 災害等のやむを得ない理由により、一時的に特定の事業所にサービスが集中する場合

4 判定に当たっての注意事項

- (1) 「特定事業所集中減算に係る届出書」は法人単位ではなく、指定居宅介護支援事業所ごとに作成すること。
- (2) 居宅サービス計画数を算定する場合、また、利用者数を算定する場合に、介護予防サービス計画を作成している要支援者、チェックリスト対象者については算定しない。
- (3) 給付管理を行った件数を算定すること。居宅サービス計画に位置付けたが、利用がなかった場合は、件数に算定しないこと。
- (4) 月遅れで給付管理を行った場合は、給付管理を行った月ではなく、実際に居宅サービスの利用があった月で算定すること。
- (5) 利用者自身によるサービスの選択に資するよう、介護支援専門員は、地域のサービス事業所に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対し提供してください。(「岡山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」第16条第5項)

(参考資料例)

- ・介護サービス情報公表システム
- ・市町村が発行する事業所一覧表
- ・各サービス事業所のパンフレット
- ・各居宅介護支援事業所で作成した説明資料 他

5 その他

(1) 提出のあった事業所については、減算の適用の有無について後日通知します。

なお、「正当な理由」の要件を形式的に満たした場合であっても、市が実施する検査等により、サービス提供の実態がいわゆる「囲い込み」と判断された場合には、減算の対象となるとともに、判定の内容に不正や虚偽があった場合には、介護保険法第84条第1項第4号及び第6号の規定により、指定が取り消されることもありますので、判定に当たっては遺漏のないようにお願いします。

(2) 判定した割合が80%を超え、正当な理由がある場合の再計算について

正当な理由3(5)～(7)に該当する場合は、該当する計画数を下記のとおり除き、再計算してください。再計算の際に、正当な理由に該当する計画は、「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」だけでなく、「居宅サービス計画数」からも除くこととなります。

《計算方法》

(イーウ) ÷ (アーウ)

ア 当該サービスを位置付けた計画数

イ 当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス数

ウ 正当な理由に該当する計画数

(例)

ア＝80件、イ＝65件の場合、

$65 \div 80 = 81.3\%$ ←減算あり

ウ＝18件の場合、

$(65 - 18) \div (80 - 18) = 75.8\%$ ←正当な理由として減算なし

(3) 国民健康保険団体連合会提供の「居宅介護支援請求状況一覧表」による確認を行います。

判定期間における同一法人の占める割合が80%を超えている事業所は、一覧表に抽出されます。届出のなかった事業所には、岡山市事業者指導課から算定結果の再確認の連絡を行います。